

第三者評価結果

事業所名：グローバルキッズ大倉山園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 「全体的な計画」は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、法人の理念や方針、目標を基に、児童福祉法、保育所保育指針で求められている役割を考慮して作成しています。法人理念『豊かに「生きる力」を育てる』に沿って、園独自の保育目標、保育方針を掲げ、「異年齢保育、誉める保育、子ども主体の保育」を園の特徴としています。そして、年齢ごと（0歳児は高月齢、低月齢）の保育目標と発達過程に沿った養護と5領域（0歳児は3視点）を持ち、保育を通じて、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に結びつくように努めています。また、地域、保護者、小学校との連携も大切にしています。全体的な計画は職員の日々の声を園長が集約して、たたき台を作り新年度になる前に見直しをして全職員に周知しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 各部屋は明るく、24時間の空調システムやエアコン、空気清浄機、扇風機、などで換気の徹底をしています。室内の温度、湿度をこまめにチェックし、日差しの強い場合は遮光対策をして、子どもたちが過ごしやすい環境を整えています。子どもの使用する寝具は定期的に業者を入れて清潔を保ち、玩具類は殺菌庫を使用して衛生管理に努めています。保育室、調乳室、トイレの清掃を毎日行い、清潔な状態を保っています。園の特徴として、遊具の入った棚は工夫して前面、背面両方向から取り出せるようにして設置し、子どもが自分の好きな遊びに取り組みやすいようにしています。そして2ヶ月一度、子どもの興味、成長、季節に合わせて見直しを行っています。子どもが落ち着けるスペースとして、壁面に向けて机を用意したり、ロッカーの内側を活用するなど工夫しています。食事、午睡、活動の際は保育室で密にならないよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園は、誉める保育、異年齢保育、子どもの主体性を大切にする保育を実施しています。年齢で子どもの成長を観るのではなく、個々のできること、興味のあることなどをフロアミーティングで共有しています。職員は、子どもの気持ちに共感し、子どもが安心して自分の気持ちを伝えられるように心がけています。自分の気持ちをうまく言葉にできない子どもは表情や行動から子どもの気持ちを汲み取り把握するように努めています。子どもの欲求は肯定的に受け止め、スキンシップをとりながら子どもの気持ちを尊重して対応しています。子どもに伝える内容は、子どもにわかりやすい言葉で、穏やかに端的に伝え、子ども自身も考える機会にしています。危険が伴う行動に対しては否定的な言葉を使わないように意識し、なぜだめなのか子ども自身が納得できるように伝えていきます。園では、さらに保育内容充実のために他園の研修に参加するなどして保育の質、知識を深めたいと考えています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園では、保育者が必要以上の声かけや手出しをせず、まずは見守り、自分でやろうとする気持ち・力を伸ばしていくことを基本としています。例えば、トイレに行かせるではなく、トイレに行く、と子ども自身が自分で思えるような声かけや促しをし、できたことは誉めて、自己肯定感が育まれるように支援しています。異年齢保育を実施していることで、他児の行動から刺激を受け、自分もやってみよう・やってみようという意欲にも繋がっています。基本的な生活習慣については、年齢に応じて、必要性などをわかりやすく職員が伝えていきます。午睡の時間も午睡をさせるではなく、午睡をするという子どもの主体性を尊重し、個々の午睡のタイミングや、子どもの～したいを大切にしています。今後も子どもが本来持っている「育つ力」「伸びる力」の芽を摘まない保育を深めたいと考えています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> おもちゃ類は、子どもの手の届く高さに置き、多方面から取り出して自由に遊べるよう工夫して配置しています。訪問時にも、子ども自身が一人ひとりの感覚で遊びを展開し、自由に机上にコーナーを設けるなどして、自分の好きな事、興味のある遊びに集中する姿が見られました。職員は、子ども達が自分でやろうとする姿を見守り、できた事やその過程を認め誉めています。戸外遊びは子ども自身が選択し、園庭遊びをしたり散歩に出かけたりしています。夏祭りや、お店屋さんごっこでは仲間と協力し、ルールを決めるなどしてお互いの気持ちを理解する機会になっています。野菜の栽培や生き物の飼育を行ったり、天気の良い日には、公園へ散歩に出かけて自然と触れ合い、近隣の人との挨拶や、交通ルールを学んでいます。また、消防署で消防士さんと触れ合い、一緒に写真を撮るなど、子どもが地域の環境を生かして様々な体験をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 家庭との生活の連続性を大切にして、睡眠、休息ができるように個々のリズムに配慮しています。おもちゃ類は感触が楽しめるものや、音が出るものを用意して子どもの五感の発達が促せるものを用意しています。職員は子どもの表情を見て、子どもの気持ちを言葉で表したり、着替えやオムツ替えの際には、声をかけながら対応し、子どもが自分は大切にされていると感じられるようなコミュニケーションに努めています。保育室はハイハイを十分に楽しみ、探索活動ができるようにマットを敷いたり、広いスペースを用意しています。園では、0、1歳児の異年齢保育を実施しており、職員は子どもが一人でできる事と一人ではできない事を把握して、個々の成長や発達に応じた対応を心がけています。職員は、言葉にできない年齢の子どもの様子から子どもの気持ちを把握できるように取組をさらに深めたいとしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 1歳児の年間保育目標は「保育者との信頼関係のもと、自分でという気持ちを表しできた喜びを感じる」2歳児は「保育者との信頼関係のもと、安心して自分の気持ちを表し友達と関わる楽しさを広げていく」とあり、子ども自身の自発性、主体性を大切にしています。おもちゃ類は、どの方向からもわかる棚に置かれ手にとりやすくなっています。おもちゃの取り合いなどがあつた場合には、子どもの気持ちに共感し、「〇〇さんもあそびたいみたいよ」とその事実だけを伝えています。そして、子どもが自分はどうしたいかを考えられるように配慮して見守っています。園は(0・1歳児)(2~5歳児)の異年齢で過ごし、複数の保育士や看護師・栄養士と関わりを図っています。園での子ども様子は、送迎時の会話や連絡帳を通じて連携しています。職員は子どもの気持ちに共感し、誉める保育をさらに深めてゆきたいと考えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 2~5歳児の異年齢と一緒に生活しているので、他の仲間の行動を見る事で子どもたちの興味や関心の幅が広がるなど、工夫する力、意欲を育てています。年間保育目標として3歳児は「保育者との安定した関係の中で自分の思い感じたことを言葉で伝え、様々な方法で表現してゆく」、4歳児は「保育者と友だちとの安定した関係の中で意欲的に、遊び友達とのかかわりを深めてゆく」、5歳児は「いろいろな経験から遊びを深めたり、集団活動の場では自分を発揮したり、他への思いやりの気持ちを養う」として、個から集団への意識が持てるように職員は遊びの活動内容を工夫しています。夏祭りのみこしや節分の鬼など、みんなで力を合わせて一つのものを作り上げる機会を作り、4、5歳児が中心となって活動しています。子どもたちの園での活動は、連絡帳、ドキュメンテーション、オンライン配信などで保護者に伝えています。職員は、子どもが遊びから様々な発見ができるように、保育の向上を目指しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園舎はバリアフリー、多機能トイレなどの設備があり、統合保育を実施しています。子どもの特性に合わせて、支援児年間計画、支援児個別日誌を作成しています。集団になじめない場合は、無理に仲間に入れる事はせず、その子が集中できる事を選択できるように配慮して、その子が快適に園生活を送れるように支援しています。職員は、外部の研修にも参加して、支援児との関わり方について知識を深めています。園では、障害の程度に応じて、地域療育センターの巡回訪問などで子ども様子を共有し連携を取っています。支援児日誌を毎日記入し、フロア会議で子どもの状況などについて話し合い、職員が統一した対応ができるように努めています。リハビリセンター・発達支援施設ACT・こぱんはうすくら綱島教室と連携をとりながら支援児の支援を行っています。必要に応じて、保護者へ専門機関を紹介できる体制があります。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保護者と離れて過ごす子どもの気持ちに沿った対応を心がけ、子どもがゆったりと過ごせるように、保育室内には一人で落ち着ける時間とスペースを作るようにしています。日々の活動は、子どもがメリハリのある充実した時間を過ごせるように、ゆったりとした静の時間と、活動的な動の時間を計画的に取り入れ、子ども自身が活動内容を選択できるように努めています。延長保育の時間には、職員と1対1の関わりやスキンシップを楽しみ、子どもが長い時間を園で過ごす中でストレスが軽減できるよう配慮しています。また、保護者を思い出して泣いたときには、子どもの気持ちに共感して、子ども自身が気持ちをコントロールできるように見守っています。健康観察表や伝言ノートに子どもの様子について記述して保育者間の引継ぎを行い、連絡帳アプリを使用して、乳児の保護者には食事、排便、午睡の様子を伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画の中に、小学校との連携について明記されています。本来であれば、小学校1年生との交流や、校内散策の機会が持たれませんが、コロナ禍で訪問等はできていません。保育所児童保育要録は、担任保育士間で話し合いながら作成し、園長が確認しています。保育所児童要録を就学先の小学校に渡す際には、子どもの様子を伝えるなどして、情報を就学先の小学校と連携を取り共有しています。文字、数などは乳児のころから、会話の中やおもちゃと一緒に数えるなど、年齢に応じて生活に取り入れています。地域の5歳児交流には参加し、同じ小学校に通う予定のお友達との交流が来ています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 看護師が作成した年間保健計画があり年齢に応じた保健指導を行っています。入園以前の健康に関する記録、既往症や予防接種の情報は、入園時に提出された内容を健康台帳に記載して把握し、その後は、保護者からの情報を園で追記しています。危機管理マニュアルをもとに、健康管理マニュアルも作成されています。担任が朝の健康チェックを丁寧に行い、健康観察表に記入して子どもの状態を把握しています。園での子どもの体調変化やケガなどは保護者に電話連絡や連絡用アプリで伝えています。園だより、保健だよりを通じて園の取組を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、0歳児は5分ごと、1、2歳児は10分ごとにブレスチェック及び体勢のチェックを行い、SIDSチェック表に記録しています。入園時の面接で保護者へ乳幼児突然死症候群について説明し、チラシ「SIDS症候群のこと知っていますか」を配付し、注意喚起をしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 全園児に毎月身体測定を実施しています。結果はICTシステムに入力して管理し、年間を通じて保護者に子どもの成長の様子を知らせています。身体測定の結果は、児童票にも記入し、カウプ指数で発育状態、栄養状態を確認しています。さらに、0歳児クラスは毎月、1歳児クラス以上は年2回、健康診断を実施しています。さらに、全園児に年2回の歯科健診を実施し、子どもの健康状態を把握しています。健康診断の結果は紙面で保護者に渡しています。保健だよりでは季節の感染症や、季節で気を付ける健康管理などの情報を記載し、保護者に情報提供をしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもには「アレルギー対応手順書」に沿って対応しています。食物アレルギーのある子どもは「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、担任だけでなく、全職員が情報を共有し、栄養士、調理師とも連携をとって対応しています。食事の提供に際しては、給食室と担任が確認をとり、他児と机を離し、アレルゲンの食材が混ざらにように注意を払っています。食事は、アレルギー児専用の食器、トレイを使用し、食事提供時には職員間で声を出して確認をし合い、誤配食のないように徹底しています。毎月、保護者とアレルギー面談を行い、現状について確認を行っています。職員はアレルギー等の研修を受け、必要な知識や情報を身につけて保育に生かしています。保護者には、食物アレルギーのある子どもへの対応等入園時に説明し、理解を促しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

全体的な計画に年齢別の食育内容があり、さらに食育計画が作成されています。食事は決まった時間の中で、自分の食べたいタイミングで食べることができ、席も自分の座りたい場所で自由に食べることができます。年齢に応じた食器を使い、個々の食べられる量を提供し、もっと食べたいときにはお代わりも提供しています。完食を強要することはありませんが、色々な味や素材が食べられるように、子どもに無理のない範囲で食べてみようと思える声かけや促しをしています。完食や下膳を自身で行う達成感や喜びを共感し、できたときには誉めて、子どもの意欲につながるような関りを大切にしています。栄養士が食について絵本や紙芝居、制作を通じて食に興味を持てるように促しています。夏野菜を栽培したり、しいたけを栽培して干し、干シイタケを作るなど、野菜への興味関心を引き出しています。また、「クッキーづくり」などのクッキングも年齢に応じて実施しています。園での食事は写真で掲示し、給食便りなどでも取組を伝えています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

法人の管理栄養士が作成した献立表に沿い、園の栄養士と調理員が調理しています。離乳食については、未食チェック表を用いて、食材の確認をしています。担当が毎日の子どもたちの食事の様子や残食の状況を確認し、食材の切り方、盛り付け、提供方法などを次の献立作成の参考にしています。提供する素材は旬のものを提供し、見た目にも楽しい行事食などを提供しています。行事食では、アレルギーを避けた食材を使い、できるだけ皆で同じものを食べられるように配慮しています。また、七草がゆなどは実物の素材を見せたり、由来について話をしています。毎月配付する「給食だより」には、季節の食材の話や、栄養と健康について、おすすめメニュー紹介、調理のワンポイントを掲載しています。調理室は、衛生管理マニュアルに基づき、適切に衛生管理をしています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b

<コメント>

連絡帳や送迎時の会話にはできるだけ、その子どものエピソードを取り入れ、家庭との日常的な情報交換を行っています。保護者に対して園での様子をきめ細かく伝えるとともに、家庭での生活の様子も聞き取り、家庭と連携するように努めています。園だよりを通じて子どもの成長と園の支援を理解してもらったり、ドキュメンテーションなどで子どもの姿や保育の様子を見てもらっています。保育参加で散歩などを一緒にしながら子どもと触れ合い、集団のなかでの子どもの様子を見てもらっています。保育参加後は保護者アンケートを実施し、園への要望を把握するようにしています。園では、多くの保護者に参加してもらいたいと考えています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

職員は話しやすい雰囲気を作り、保護者に積極的に話をするように心がけ、信頼関係の構築に努めています。子どもの個人面談を年2回設けていますが、それ以外に保護者から面談の申し出があった場合にも、プライバシーに配慮し2階事務室で実施しています。内容によっては保育士以外の職員も立ち合っ相談に応じています。受けた相談内容は全職員で共有して継続的に相談ができるように努めています。子育ての一環として、離乳食について希望者のみ離乳食講座を設け作り方などの支援をしています。保護者の就労状況は入園の際、また日々の会話などからも様子などを把握し、相談に応じ、急な残業などにも快く対応しています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>

「保育者実践ガイドブック」の心がけるべきことに、虐待と早期発見と関わりの項目が設けられています。職員は、ネグレクト、虐待に関する研修を受講し、虐待の早期発見に取り組んでいます。朝の視診で子どもの体に怪我やあざなどがあれば、保護者に確認をしています。さらに、子どもの機嫌、何げない会話にも耳を傾け、虐待の兆候を見逃さないようにしています。虐待が疑われる場合には、園長が窓口となって関係機関と連携をとる体制があります。保護者の言動にも気を配り、気になる点があれば園全体で見守り、力になれるように体制を整えています。他園での事例などを参考に、職員の言葉遣いも人権侵害、虐待につながる事を踏まえて人権に関する研修を受講しています。また、人権セルフチェックを用いて自身の保育の振り返りを行っています。園では、虐待の事例は見られていませんが、これからは虐待権利侵害について、理解を深めてゆきたいと考えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>各指導計画の評価、見直しを日案は日ごと、週案は週末、月案は月末、そして年間指導計画は四半期ごとに行って課題を抽出し、次期の指導計画内容に反映できるように努めています。月案は月を終えての子どもの姿と、自己評価を踏まえて次月案につなげ、週日案も計画が終了するごとに、自己評価を行っています。カリキュラムについては会議等で職員間で周知し、アドバイスを参考に次案作成に役立てています。そして、必要に応じて研修等を受講し、PDCAサイクルに沿って保育内容の改善につなげています。また保護者へのアンケートを実施し、園への要望等の把握に努めています。職員は、年2回自己評価を行い、保育内容について評価反省を行い、年度末に職員自己評価を集約したものを園の自己評価としています。保護者には掲示をして園の取組が共有できるように努めています。</p>	